

26 総契送第 161 号
令和 8 年 7 月 13 日

工事事業者 各位

江戸川区総務部長 植田 光威
(公 印 省 略)

契約金額の変更に係る運用について（通知）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」という。）第 13 条第 2 項において、「各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。」と規定されています。

また、中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえ、令和 8 年 3 月 31 日付で総務省自治行政局長、国土交通省不動産・建設経済局長の連名にて「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）」（国不入企第 39 号）においてもスライド条項の適切な運用とともに、入契法第 13 条第 2 項に基づき、公共発注者は誠実に協議に応じることが求められているところです。

上記を踏まえ、契約金額の変更に係る運用について、下記のとおりとしておりますので、お知らせします。

記

江戸川区工事請負契約標準約款第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに江戸川区特定公共事業用工事請負契約標準約款第 17 条第 1 項及び第 2 項に基づく契約金額の変更に当たっては、入契法等の法律による別の定めがなければ、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を事業者が提出した場合に限り、実際の購入価格を用いて契約金額を変更することを可能とします。

ただし、実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認することとします。

なお、本運用は、中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇によらない契約金額の変更も対象とします。

以上

【問い合わせ先】

（本通知の内容について）総務部契約課契約係工事担当 電話 03-5662-1005
（具体的な契約変更手続きについて）工事の監督員